

高度地区

高度地区とは 市街地における都市の環境を維持し、又は土地の利用増進を図るために一定の区域に建築物の最高限度又は最低限度を定めるものである。

内 容	告 示 年 月 日	告 示 番 号	備 考
高度地区の指定	昭和45年12月22日	小平市告示第 19号	
高度地区の変更	昭和48年 6 月 6 日	〃 第 6 号	用途地域の見直しに伴う変更
〃	昭和56年 4 月 10 日	〃 第 5 号	〃
〃	昭和58年 1 月 20 日	〃 第 70号	〃
〃	平成元年10月11日	〃 第 59号	〃
〃	平成 8 年 5 月 31 日	〃 第 119号	〃
〃	平成16年 6 月 24 日	〃 第 148号	〃
〃	平成17年 4 月 1 日	〃 第 89号	絶対高さを定める高度地区の導入
〃	平成28年 3 月 25 日	〃 第 117号	用途地域の見直しに伴う変更
〃	平成30年 3 月 28 日	〃 第 62号	〃
〃	平成30年 8 月 10 日	〃 第 159号	〃

高度利用地区

高度利用地区とは 用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度、最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度及び壁面の位置の制限を定めるものである。

地 区	告 示 年 月 日	告 示 番 号	面 積 (ha)	容積率の 最高限度	容積率の 最低限度	建蔽率の 最高限度	建築面積の 最 低 限 度	壁面の位置の制限	備 考
小川駅西口地区	平成30年8月10日	小平市告示第161号	1.2	55/10以下	20/10以上	5/10以下	250㎡	5m (道路境界線から)	小川駅西口地区第一種 市街地再開発事業区域

防火地域及び準防火地域

建物の不燃化を促進し、市街地の火災の危険を防除するため、一定の区域を防火地域及び準防火地域として指定し、建築物の構造を制限する。

内 容	告 示 年 月 日	告 示 番 号	備 考
準防火地域の指定	昭和37年 8 月 14 日	建設省告示第2034号	東村山都市計画の一部として決定
準防火地域の変更	昭和38年 9 月 2 日	〃 第2255号	市制施行に伴い小平都市計画に変更
防火、準防火地域の変更	昭和48年11月20日	小平市告示第 22号	用途地域の見直しに伴う変更
〃	昭和56年 4 月 10 日	〃 第 4 号	〃
〃	昭和58年 1 月 20 日	〃 第 69号	〃
〃	平成元年10月11日	〃 第 60号	〃
〃	平成 8 年 5 月 31 日	〃 第 120号	〃
〃	平成11年 4 月 13 日	〃 第 91号	〃
〃	平成16年 6 月 24 日	〃 第 149号	〃
〃	平成19年12月18日	〃 第 330号	〃
〃	平成28年 3 月 25 日	〃 第 118号	〃
〃	平成30年 3 月 28 日	〃 第 63号	〃
〃	平成30年 8 月 10 日	〃 第 160号	〃